

## 第13回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年5月23日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地法第4条の規定による届出について  
(3) 農地の賃貸借権解約について  
(4) 農地使用貸借権解約書(合意書)について
5. 出席委員(17人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘  
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里  
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美  
11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子  
14番 引地 長一  
推進委員 齋 重昭、橋浦 福男、川村 勇
6. 欠席委員(1人) 10番 松浦 岩男
7. 事務局出席職員  
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣、主査 畠山恵利子
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第13回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、農業委員10番松浦岩男委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員、 13番 松浦 朋子 委員

### ◎会議の概要

#### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大久保昭子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 第3班代表委員（大久保昭子委員）

第3班代表委員の大久保昭子です。説明不足の点については、同じ班の第3班の方々、事務局での対応をよろしくお願いします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年5月23日提出。番号1、愛島北目字入28番4、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、822㎡、転用目的は、太陽光発電。貸付人・借受人については、総会資料の

とおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃借権設定20年、賃料年6万円、太陽光パネル248枚の設置となっております。つぎに、位置図・公図については、議案書の2ページ、土地利用計画、審査内容については、担任委員会資料1ページ、2ページにありますのでよろしくお願ひします。まず、位置については、県道仙台岩沼線愛島の渡辺ホームガーデンの南側より西に入ったところです。農地区分は第2種農地となっております。申請地は境界が明確ではなかったのですが、測量を早急にすることです。土砂の流失又は、災害が発生する恐れが無いかに対しては、造成後点圧を加え全面に防水シートを敷き土砂の流失を防ぐ。雨水は自然浸透とする。防水シートは20年もたないのではないかという質問に対して、年2回巡回をして対応することでした。太陽光パネルを設置するには、東側と西側が杉の木に覆われていて、太陽が当たらないのではないかということで、設計を聞いたところ、持ち主と話をし伐採することでした。また、周辺住民への影響を聞いたところ、パネルが境界から5メートル離れているので、影響はないとのことでした。この太陽光パネルの設置については、周辺住民に説明をしており、今後必要に応じて説明は続けることでした。このパネルについては、今後老朽化や買取り額で問題になることを考え、20年後は5年ごとの契約予定のことでした。また、転用後は、地目が変わり税率も変わることについては双方とも理解していました。

続きまして、番号2に入ります。高館熊野堂字五反田162番1、地目は登記地目、現況とも畑です。登記面積278㎡、転用目的は駐車場、譲渡人・譲受人については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買、1㎡あたり2,000円、大型自動車2台の駐車場。この位置図、公図については、議案書3ページにあります。土地利用計画、審査内容については、担任委員会資料3ページ、4ページにあります。位置については、県道仙台岩沼線高館那智が丘方面から宮城交通仙台営業所方面に入ったところです。農地区分は第2種農地となっています。現状を調査しましたが、地目は畑となっていましたが雑木林状態となっていました。入り口も狭く、申請地までは公図に載っています東側の敷地の北側水路沿いを通りました。このような状態で、どのようにして駐車場にするのか聞いたところ、隣接する163番1を買取りをして整地し出入り口にしたいとのことでした。ほぼ話し合いも決まり金額面の交渉のみと言うことでした。この譲受人は事業拡張の計画があり、今回の申請もその一環です。事業拡張するには、今回の申請だけではなく、他に手続きや協議が必要となってくることを説明しました。担任委員会

資料では不十分であり、全体的な計画書を作成して提出するよう説明しました。説明については、以上です。

議案第1号1番及び2番につきましては、5月21日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、貸付人及び借受人本人から委任を受けた代理人から、2番については、譲受人から委任を受けた代理人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の川村勇委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（川村勇委員）

農地法第5条申請議案第1号につきましては、5月21日に担任委員会の現地調査に同行し、1番及び2番について、周辺農地等への影響は生じないものと判断しましたので、転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。只今、両委員から説明がありました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

私の方から一点、5条の件の1番ですが境界杭がはっきりされていなく、測量もされていない。我々は契約の中に入っているわけですから、基準となる境界杭は立ててもらわないと、後で面積がどうのこうのと、それからこれは20年経てばどうなるか分からないというのも、やはりきちっと境界ぐらいは現して契約にもって行かせるのが農業委員会としての筋ではないかと思えます。このごろ境界杭が見当たらないとか多いですよ。これについては、前回の総会でも少し甘くしすぎているのかと思えます。双方が合意しているとは言え、あやふやで契約させるのはどうかと思えます。農業委員会で資料は出すわけですから、その辺を皆さんで気を付けてやっていただきたいと私なりに思えます。

○ 第3班副代表委員（布田順一委員）

担任委員会に来て頂いた代理人の話では、周辺の方々とは話し合いをしているそうです。木の伐採とか、境界については転用が確実になった段階で、速やかに測量に入りますとの話でした。周囲の方々と何回か話しをしているということでしたし、地区内の方の話でも、何年か前からある話で、特に問題は無いような話でしたので、速やかに境界を確定していただくということで、今回の場合はよろしいのではないかと判断いたしました。会長の言われる事は、そのとおりです。

○ 6 番（高橋千里委員）

会長が言うのはまったくそのとおりだと思います。事務局に尋ねましたが、転用が決まってからでも事務局の説明では良いと聞いたのですが、やはり基本的には、測量を行ってから受けるべきではないかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

今、布田委員からもご説明がありましたけれども、農業委員会としては境界杭をきちっとするのが筋ではないかと思います。この頃、境界杭が見当たらなかったというのが多かったものですから、私は農業委員の皆様が指導して良いと思います。総会資料に上がるということは、私たちが認めたことになる。地域の皆様の説明会とは別問題ですから、その辺を皆様にも担任委員会において気をつけてもらいたいと思います。

2 番ですが、埼玉県の業者ですね。駐車するのは、大型自動車ですか。

○ 3 班代表委員（大久保昭子委員）

会社はセメントで作ったサイロを製造しているところなので、大型自動車が必要になると思います。仙台市に東北支店があるのですが、熊野堂のこの場所に移転する関係もあって、大型自動車の駐車場が必要になるということです。

○ 8 番（吉田芳信委員）

地元でもあるので実際現地に行って見たところ、畑はなく雑木林でした。この宅地の隣も今空いており雑種地だと思いますが、ここの場所全体を活用する計画図面があるのかと思います。

○ 会長（大友正一会長）

大久保代表委員からも、将来的に東北支店が移ってくるということですが、中途半端な買い方をしているから、おかしいなと私なりに思いました。

○ 8 番（吉田芳信委員）

この宅地も売買するということですか。雑種地も一体的に行うということでしょうか。

○ 第3 班代表委員（大久保昭子委員）

そうです。他にも賃貸借している場所も同じ持ち主でありまして、ここの東側も買取する予定です。

○ 事務局（小松局長）

雑種地となっているところは、既に会社に貸している部分です。この会社は、コンクリート製のサイロではなく、コンクリートを保管するためのサイロを作って製造販売している。

あと、全体計画図という意見がでましたが、今回の担任委員全員同様の意見で、全体計画図を作ってから申請すべきとの意見が出ました。正式にまだ宅地の方を契約していないこともあって、今の段階ではここまでとの話でした。出入り口が載っていないので、最低限そういうものを記載した形で土地利用計画図を土地家屋調査士に作ってもらっている状況です。

○ 議長（大友正一会長）

出入り口も何も作っていないで、ここを転用するのは順番違いですよ。出入り口も何もない、土地のアンダーラインだけで、こういうのは今まで無いですね。

○ 第3班代表委員（大久保昭子委員）

譲受人の代表の方にはお話しましたが、総会で承認が得られるかどうかは分からないことをお話しましたが、はっきり無理ですということは申し上げてもよろしいのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

そこで申さない方がよろしいです。あなた一人でこの農業委員会を仕切っているわけではないのですから、皆さんの合意意見の元で、明日あさっての農業委員会の総会において承認かそうでないか決めさせて頂くということによろしいかと思えます。

○ 6番（高橋千里委員）

それは申し入れております。

○ 議長（大友正一会長）

そのとおりですよ。これは、境界杭はあったのですか。

○ 事務局（小松局長）

まだ境界立会いは、これからということです。計画図については、ここで承認をもらって、県に進達するまでの間に作成してもらって、それを資料として添付して進達するようになることは話しました。

○ 6番（高橋千里委員）

このままでは、県に出しても却下される可能性のほうが大きいと言いました。

○ 議長（大友正一会長）

そうですね。

○ 事務局（小松局長）

基本は、宅地の北側の水路側に通路は作りますとの事でした。

○ 11番（阿部悦雄委員）

この案件については、全体像が全然見えてこない。どうしたらいいか皆さんで議論しているのですが、もっときちんとした図を出して頂いて見えてくるの

かと思っています。この図だと将来どうなるとか、ことばで言われても説明し  
かねるかと思っていますので、私はこの案件については、手を上げられるかど  
うか分かりません。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

県の常任委員会に渡すまで書類を出すのを約束して言ったのですか。それで  
はまずい訳で、それでは何のために総会を行っているかわからない。事後で承  
認するわけには行かないと思います。県の常任委員会には、いつ渡すのですか。  
事務局に本当に提出できるのかどうか。貸す人も借りる人も、きちっと境界を  
出して将来的にもめないように貸すのが筋ではないか。それを踏まえて農業委  
員会にかけるわけですから、出入り口もはっきりしていない、ここに付けます  
だけでは私としては躊躇します。

○ 6番（高橋千里委員）

全体的計画を出させてから、1ヶ月保留というのはできないのですか。

○ 議長（大友正一会長）

県に出す前に、その資料を提出してもらえるかどうかをお聞きしましたか。

○ 第3班代表委員（大久保昭子委員）

期日までは、お話しませんでした。

○ 事務局（小松局長）

そういう書類が出来てから、進達しますとは話しました。

○ 議長（大友正一会長）

書類が出るか出ないかわからない中、あやふやな回答では名取市農業委員会  
では外すしかない。今回はできない。来月の総会にきちっとした書類を添付し  
て、提出願いたい。

○ 14番（引地長一委員）

今回の申請地は大型駐車場として利用するということですが、入ってくる  
ところが無い。隣接の宅地の分を最初解決してから、今の案件に行くのが筋では  
ないか。順序が逆なので改めて申請してもらいたいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

議案第1号について、両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件  
について、他にご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、議案第1号1番と2番を  
別々に採決いたします。議案第1号1番について、原案のとおり決定すること

に賛成の方は挙手をお願いします。それでは議案第1号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

只今、皆様から挙手頂きましたが、議案第1号1番は原案のとおり決定いたします。議案第1号2番については、再度審議ということといたします。

## 《議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

### ○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### ○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の4ページ目をお開き願います。議案第2号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年5月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年5月23日提出。

農用地利用集積計画の概要。

#### 1 新規・更新の別

新規14件28,409㎡、合計14件28,409㎡。

#### 2 利用権を設定する土地

田18筆24,599㎡、畑6筆3,810㎡、合計24筆28,409㎡。

#### 3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定9件、所有権移転5件。

② 賃借権の存続期間。1年2件、3年1件、5年2件、6年2件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。30kg1件、60kg3件、5,000円2件、7,900円2件、10,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。100,000円1件、450,000円1件、1,200,000円2件、1,400,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年5月31日予定。

5 詳細につきましては、5ページ、6ページでございます。

賃借権設定9件、21,488㎡、所有権移転5件、6,921㎡、なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。



○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長） 「挙手全員」でありますので、議案第2号については原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（4）農地使用貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について、報告事項（3）農地の賃貸借権解約について、報告事項（4）農地使用貸借権解約書（合意書）について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（畠山主査）

〔別紙議案書により報告事項（1）から（4）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありますので、報告事項（1）から報告事項（4）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

〔5月から10月までは、服装の軽装化実施を周知した。〕

〔来月の農業委員会行事日程の説明をおこなった。〕

〔総会終了後、担任委員会での実情調査時の確認事項等について説明を行う。〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第13回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時00分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年6月28日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 12番 \_\_\_\_\_

署名委員 13番 \_\_\_\_\_